

3月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 11名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 " | 大森 茂彦 君 | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 3 " | 山城 峻一 君 | 12 " | 西沢 悦子 君 |
| 4 " | 祢津 明子 君 | 13 " | 塩野入 猛 君 |
| 6 " | 大日向 進也 君 | 14 " | 中嶋 登 君 |
| 7 " | 玉川 清史 君 | | |
2. 欠席議員 9番議員 朝倉 国勝 君
10番議員 滝沢 幸映 君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大井 裕 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企画政策課長 | 伊達 博巳 君 |
| 住民環境課長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福祉健康課長 | 堀内 弘達 君 |
| 商工農林課長 | 竹内 祐一 君 |
| 建設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教育文化課長 | 長崎 麻子 君 |
| 収納対策推進幹 | 鳴海 聡子 君 |
| まち創生推進室長 | 清水 智成 君 |
| 総務課長補佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総務係 長 | |
| 総務課長補佐 | 宮嶋 和博 君 |
| 財政係 長 | |
| 企画政策課長補佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 企画調整係 長 | |
| 保健センター所長 | 竹内 優子 君 |
| 子ども支援室長 | 細田 美香 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|----------|
| 議会事務局長 | 北村 一朗 君 |
| 議会書記 | 柳澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 山村町政を問うほか | 塩野入 猛 議員 |
| (2) 認知症への理解を深めるためにほか | 山 城 峻 一 議員 |
| (3) ごみ減量化に向けて | 大日向 進 也 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、9番 朝倉国勝君、10番 滝沢幸映君から欠席の届出がなされております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 初めに、13番 塩野入 猛君の質問を許します。

13番（塩野入君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1. 山村町政を問う

早いもので、坂城町の山村町政も間もなく3期目4年間の節目を迎えます。そして、昨年12月議会定例会の最終日、12月16日には、4月の統一地方選挙の町長選挙に出馬する意思表示がされました。そこで、これまで培ってきた3期目4年間の実績と目指す4期目に向けての質問をいたします。

イ. 3期目4年間の実績

思えば町長は令和元年6月第2回議会定例会の所信表明において、「活力あふれた、輝く元気なまちづくり」をキャッチフレーズに、向こう4年間の政策の位置づけを申されました。町の土地利用や公共施設の在り方を含む将来の坂城町の姿を描く大切な時期と捉え、第6次長期総合計画の策定、公共施設等総合管理計画の実現の下に、一つ、活力あふれた元気な町、二つ、人の輝く町、三つ、笑顔の町、四つ、誇れる町のこの四つのテーマに沿って、子育て、福祉、ものづくりで日本一の町を目指すと表明をいたしました。

今、3期目4年間が経過しようとする中で、これらの目標に対しての実績を伺います。なお、時間の制約もありますので、主立ったものに絞り込み簡潔にご答弁を求めます。

令和3年度には、主要施策の一つと考えられる第6次長期総合計画が策定されました。総合計画は、令和12年度までの10年間の計画期間と定め、前期5か年を体系的にまとめた基本計画と、ローリング方式により3か年の具体的細部計画を示した実施計画で構成されています。間もなく2か年が過ぎようとしていますが、計画の進捗状況をお聞きいたします。

また、共通目標であるSDGsの達成とデジタル変革への取組のそれぞれの推進状況もお尋ねいたします。

3期目の後半には、新型コロナの発生による緊急対策に見舞われました。コロナ禍によるはやり病や経済対策に翻弄され、事業や行事などの施策を中止もしくは縮小せざるを得ない状況に追い込まれました。その思いをお伺いします。

ロ. 目指す4期目に向けて

町長は、この4日には後援会大会を開催するなど、4期目を目指して着々と準備を進めております。4期目に向けての町政をどのようなお考えをお持ちかお聞きいたします。これも時間の制約がありますので、主要施策に絞って簡潔にお答えください。

また、これから申し上げる三つのそれぞれの項目についてのお考えもお尋ねいたします。

一つは、交通インフラ整備と公共施設など社会インフラの老朽化への対策。

そして二つ目は、2050ゼロカーボンに向けた取組。

そして三つ目は、デジタル庁がデジタル化に向けた、一つはデジタルファースト、二つはワンスオンリー、そして三つはコネクテッド・ワンストップ、この3原則に対する町のお考え、これは総合計画の共通テーマの一つでもありますので、お聞きいたします。

町長（山村君） ただいま、1番目の質問としまして、塩野入議員さんから山村町政を問うという大変大きなタイトルのご質問をいただきました。イとして、3期目の4年間の実績、ロとして、目指す4期目に向けてということでございます。簡潔にというお話でございますが、非常に大きなタイトルなので、10分程度かかるとは思いますが、ひとつよろしくお願ひします。

さて、平成31年4月に再選を果たしまして、坂城町長として3期目を担わせていただきました。この間、元号が令和となり、新たな時代を迎える中で「活力あふれた 輝く元気なまちづくり」を目指し、できるだけ多くの皆様の声をお聞きすることを心がけ、ここまで私なりに全力で取り組んでまいりました。

初めに、この4年間の実績とのご質問であります。まちづくりは大変広範であり、難しい判断になると思いますが、むしろ議員各位や町民の皆様がどのようにお考えになっているかが重要であると思っております。

そういったことも踏まえまして、私が掲げました選挙公約の四つの柱ごとに実現できたもの、また、方向づけがなされた主な事業等につきまして申し上げます。

一つ目の「活力あふれた元気なまちづくり」に向けた取組といたしましては、戦後以降ものづ

くりの町坂城として、これまで多くの町内企業が事業を展開し、活躍されてまいりました。

そうした中で、さらなる事業の拡大に向けて、経営者の皆さんから工業用地の確保について、ご要望をいただいたところであり、新たな工業用地の整備を進めてきたところでもあります。用地の確保や関係機関との調整など、若干の時間を要しましたが、3.6ヘクタールに及ぶ南条産業団地につきまして、隣接の町道A09号線とともに昨年度末に竣工し、今年度早々に町内企業2社に分譲をいたしました。今後の地域経済の活性化と雇用の創出につながるものと期待するところでもあります。

また、日頃町民の皆様がスポーツに汗を流し、お互いの交流と健康の増進にも寄与するための大切な施設である町体育館の耐震及び大規模改修工事を行い、間もなく完成の予定となっております。

竣工間近の体育館内には、新たにボルダリング施設を設置したところであり、南条産業団地に新設しましたテクノさかきストリートパークとともに、町におけるニュースポーツの機運の盛り上がりにつながればと思っているところでもあります。

続いて、「人の輝く町づくり」に係る取組では、子育て支援の充実とともに、教育環境の整備に力を注いでまいりました。

そうした中で、子育て支援といたしましては、令和2年にさかき子育て応援アプリ、これは「はぐはぐ」といいますが、これを導入し、お子さんの健康管理や出産・育児に関するアドバイスの提供など様々な機能が充実したアプリとして、子育て世帯に幅広くお使いいただいているところでもあります。

また、学校教育に関しましては、GIGAスクール構想推進事業として、小中学生1人1台の端末を整備し、日常の授業等において活用されているところでもあります。端末等の選定にあたりましては、学校職員のICT活用委員会において様々な検討がなされ、児童・生徒にとって最適なものを整備することができ、ICTを活用した学校教育の推進につながれたものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ数年は実施できておりませんが、小中学校、高校生の各世代における海外研修や海外交流につきましても、次世代を担う坂城の子どもたちの国際感覚の醸成とグローバル社会を生きるための貴重な経験の一つとして、重要な施策と考えているところでもあります。

次に、「笑顔の町づくり」に係る取組では、高齢者や子ども、ハンディキャップのある方など、全ての方が安心して暮らせるための施策を進めてまいりました。

そうした中で、子育て支援や障がい者支援などに向けた様々な助成制度による経済的な負担軽減策も各種講じるとともに、高齢者が安心して暮らせるための支援として、これまで進めてきました「あんしん電話」を更新し、新たな機能も備えたより利用しやすいものを整備したと

ころであります。

また、保健・福祉分野等の施設の複合化を図り、子育て支援機能なども付加した中核的な拠点となる新複合施設の整備に向けましても、一定の方向性を示すことができました。今後、各分野の有識者の皆さんとも意見交換し、協議を進める中で、施設の完成に向けて鋭意取組が進むものと考えております。

四つ目の「誇れる町づくり」に係る取組といたしましては、町の特色を生かした拠点の整備のほか、芸術や文化の振興等に努めてきたところであります。

これまで、町内外の多くの皆さんに愛され、長年にわたってご利用いただきましたびんぐし湯さん館につきましては、20周年の節目を迎え、リニューアル工事を行ったところであります。長年利用してきた機械設備の改修や更新を行うと同時に、大広間やレストランもリニューアルし、屋外の展望デッキを新たに設けるなど、より皆様が集い、リラックスして過ごしていただける、町が誇る拠点の一つとして充実を図ったところであります。

また、芸術文化の振興につきまして、昨年8月には、5年ぶりとなる「びんぐしの里薪能」を開催することができました。今回で4回目の開催となったところでありますが、平成23年の第1回目の開催から、町内の小学生による能楽の舞も同時に披露されたところであり、伝統芸能が次の世代に脈々と継承されていることに喜びを感じているところであります。

以上、3期目の取組について、主なものを申し上げます。このほかにも、各分野について様々な施策を進めてまいりました。その実現は、議員各位をはじめ、多くの皆様のご理解とご協力によるものと感謝申し上げます。

私にとって3期目となったこの4年間は、令和元年東日本台風の発生や、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、大変難しいかじ取りが求められたわけではありますが、そうした中、これからの町の大きな変容の礎の一端を担えたものと、大変有意義に感じているところであります。

次に、総合計画の進捗状況についてであります。令和3年3月議会で基本構想を議決いただきました第6次長期総合計画では、自然や人、産業、基盤がつながり、それぞれ輝きが調和し、豊かなハーモニーを奏でることにより、新たな価値を創出し、将来にわたり持続可能なまちづくりを成し遂げるという思いを込めて、町の将来像を「輝く未来を奏でるまち」と定め、各分野の事業を推進しているところであります。

第6次長期総合計画につきましては、昨年度からの10年間の計画期間としておりますが、コロナ禍により、昨年度、今年度と一部の事業では中止や縮小を余儀なくされた一方で、総合計画にも掲げる感染症対策といった面では、関係機関や町民、事業所の皆様のご理解とご協力により、新型コロナウイルスのワクチン接種を順調に進めることができ、健康で安心して暮らしていただける環境づくりにつながったものと考えております。

そうした中で、実施計画につきましては、新型コロナの動向も見据える中で、毎年内容を見直し、各分野で計画されたソフト・ハードの各事業を進めているところであります。

また、毎年開催している策定懇話会におきましては、議会の代表をはじめとした審議会の委員の皆様、その年の実施計画案をお示しし、事業の進捗状況も含めてご説明をさせていただいているところであります。

計画期間の5年間に係る前期基本計画に関しましては、最終年度の令和7年度において、その進捗状況を検証するところではあります。2か年が終了する現時点におきましては、計画された事業に関しまして、おおむね計画どおり進められているものと認識するところであります。

次に、共通テーマの一つ、SDGsの達成についてであります。第6次長期総合計画におきましては、個別の事業について、SDGsにおける17のゴールとの関連を明らかにし、SDGsを念頭に置いて事業の実施にあたっており、実施計画の策定を通して確認している事業の実施状況からは、それぞれ関連するSDGsの達成に向け、着実に進捗していると考えております。

続いて、デジタル変革への取組の進捗状況であります。町では、令和3年3月にチャレンジSAKAKI-DXと題して、デジタル変革に関する職員提案を募集し、提案内容について、継続して検討を進めているところであります。

そうした中、今年1月31日からは、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しなどの各種証明書が受け取れるコンビニ交付サービスをスタートしたほか、インターネットによる電子申請サービスの拡充や、デジタルスタンプラリー、オンラインイベントの実施、また、子育て応援アプリの導入や、スマート農業の普及に向けた実証実験の実施など、様々な事業を実施してまいりました。

今後、ますます利用者の利便性向上や行政の効率化が求められる中であって、デジタル変革への取組については、大変重要なテーマであると考えているところであります。

次に、コロナ禍による事業や行事の中止・縮小せざるを得ないことへの思いはとのご質問でございますが、令和2年の初めから国内でも感染が拡大し、大規模なイベントの中止や行動の制限を要請されてまいりました。

当町におきましても、町民の皆様の感染予防と健康維持を最優先に考える中で、町民まつりやばら祭り、町民運動会など、多くの町民の皆様が集う毎年の恒例行事をはじめ、小中学校や高校生の海外研修・海外交流など、あらゆるイベントについて、中止あるいは縮小せざるを得ない状況となりました。

新型コロナウイルス感染症は、経済活動の停滞や社会生活の変容など大きなダメージがあった一方で、オンラインによる授業やオンラインを介した海外との交流など、これまでにない新

たな取組がなされ、デジタル技術の活用が身近になるといった側面もあり、こうした部分については、今後、ますますの進展が見込まれるデジタル化社会に向けた大きな一歩と捉えるところでもあります。

感染はまだ収まっていますが、今後徐々に様々な事業が再開できることを期待するところでもあります。

次に、4期目に向けての考えといったご質問をいただきました。令和3年度から新たな総合計画がスタートし、その中に掲げた基本目標や、施策の大綱に取り上げたそれぞれのテーマの実現に向けて、具体的にどう取り組んでいくのか、また、人口ビジョンや総合戦略に基づき、将来の坂城町が輝くものとなるために、今後何をしていかなければならないのかといったことが大きな課題であると考えており、SDGsの達成やデジタル変革への対応を含め、各分野における様々な施策展開が大変重要となってくるものと認識しております。

また、新複合施設の建設や町内の交通インフラの整備などにつきましては、将来に向けたまちづくりの転換期を迎える中、町の新たな姿を描いていく上で大変重要なテーマであると考えているところであります。さらには、継続的な少子高齢化対策に加え、人口減少抑制への対応も、今後ますます重要となるものと認識しているところであります。

続いて、交通インフラ整備や公共施設など社会インフラの老朽化対策についてであります。交通インフラにつきましては、国道18号バイパスの整備が進められる中、主要地方道坂城インター線先線については、令和5年度中の開通が予定され、さらには千曲川を渡り国道18号バイパスまでを結ぶ延伸事業が具体化されるなど、当町を取り巻く道路インフラの状況は大きく変わろうとしております。これら国・県の基幹道路の整備と併せて、A01号線やA06号線、A09号線など町内の幹線道路の整備を進めることで交通ネットワークを形成し、渋滞緩和など利便性向上のみならず、地域産業や経済の発展につなげていくため、引き続き、国・県に対し早期完成を要望していくとともに、町道整備につきましても着実に進めていくことが重要であると考えております。

これら新たな交通インフラの整備に取り組む一方、既存の道路や橋梁、下水道などのほか、公共施設等全般についての老朽化対策も大きな課題となっており、町では、長期的な視点の下、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減と平準化を図り、公共施設の最適な配置を実現することを目的として、坂城町公共施設等総合管理計画を策定するとともに、施設ごとの整備の方向性を示した坂城町公共施設ランドデザインと、より詳細な実施計画として公共施設個別施設計画を策定する中で、施設ごとに除却や、修繕・保全といった長寿命化を計画的に行い、安全な施設利用を維持していくこととしております。

また、保健センターと老人福祉センターにつきましては、町民が集う大変重要な施設であることから、複合施設として整備を進め、子育て支援センターと図書館の一部機能なども付加し

た、子どもから高齢者まで幅広い世代が集う、言わば少子高齢化対策の新たな拠点と位置づけ建設を計画し、検討を進めているところであります。

続いて、2050ゼロカーボンに向けた取組への考えであります。私は県の気候非常事態宣言にいち早く賛同するとともに、令和3年2月には、町が行う脱炭素化の取組をより効果的なものとするため、長野圏域全体で2050年のゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行うことを構成市町村長に対し提案し、昨年2月に圏域共同でのゼロカーボン宣言が実現いたしました。

脱炭素の取組は大変重要な課題であると捉えており、今後も、国や県、広域圏での連携を取りながら、地域全体の脱炭素を図るとともに、個人や家庭、民間企業などの取組を後押しできる仕組みの検討など、2050年ゼロカーボンに向けた取組を推進していく必要があると考えております。

最後に、デジタル庁が定めたデジタル化に向けた3原則に対する考えについてのご質問であります。デジタル化に向けた3原則は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律において、急速な少子高齢化の進展等、我が国が直面する課題の解決にとって、情報通信技術の活用による利便性の向上や効率化の促進が重要であることから、情報通信技術を活用した行政を推進する上で行われなければならないとされている三つの事項であります。

一つ目は、手続等のデジタル化により、時間、場所その他の制約を除去するとともに、事務の自動化等を図ることで、手続等が利用しやすく、迅速かつ的確に行われるようにするデジタルファーストであります。

二つ目は、行政機関等に提供された情報については、行政機関等が相互に連携して情報の共有を図ることにより、同一の情報の複数回の提供を要しないものとするワンスオンリーであります。

そして三つ目が、社会生活や事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等について、行政機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、当該手続等を一括して行うことができるようにするコネクテッド・ワンストップであります。

いずれの事柄も、デジタル化によりもたらされる利点や効果をまとめたもので、町がデジタル変革への取組を進める上では、この原則を念頭にデザインしていくことが必要であるものと考えております。

13番（塩野入君） 長期総合計画に併せて、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略も動き出しているわけであり。人口ビジョンに掲げた2060年、令和42年になりますけれども、この将来展望の実現に向けて、雇用、そして結婚・出産・子育て、人の流れ、地域づくり・暮らしというこの四つの分野の施策について、それぞれ政策4分野ごとの基本目標を定めております。

これを長期総合計画の実施計画には、事業項目の中で、基本目標に該当する事業については総合戦略と、このように赤字で記載されて、重要な位置づけをしているわけであり、約40年先の人口を見据えた、気の遠くなるような将来展望ではありますけれども、これも現在順調に動き出しているかと思いますが、その辺の状況をお伺いいたします。

企画政策課長（伊達君） 再質問についてお答えいたします。

町の人口ビジョンに掲げる人口の将来展望の実現に向けての状況につきましては、長期にわたる施策の展開が求められ、現在は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を中心として取り組んでいるというところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で社会経済活動が不安定な中、1年、2年といった短いスパンで2060年の将来展望に対する評価といったことについては、難しい面もありますけれども、総合戦略につきましては、外部委員さんによる令和3年度の事業検証において、一部新型コロナの影響で事業の中止・縮小した事業を除き、総じて事業効果が認められるとの評価をいただいたところでございます。

先般発表されました令和4年中の長野県の人口増減では、人口減少は続いているものの、転入・転出等の社会動態は22年ぶりに増加になったとのことでありましたけれども、当町でも同様に、人口減少とはなりましたが、社会動態についてはプラス39人と、平成30年以来4年ぶりの社会増となったところでございます。

人口減少の抑制には、今後におきましても時々の状況に応じた施策展開を継続していく必要がありますけれども、コロナ禍から社会経済活動が本格的に再開される中、人の動きも活発化してきており、こうした機を逃さず、総合戦略の効果的な実践を進めてまいりたいと考えているところでございます。

13番（塩野入君） 内閣府の地方分権改革有識者会議というのが2月20日に会合をして、その中で、計画を作成するかどうかや、記載内容は自治体の判断に委ねるという原則の下、法令で義務づけるのは避けるべきだという考えを示しました。

有識者会議では、行政計画、いろいろな計画は、新設される一方で必要性が低下した計画の統廃合が十分にされず乱立状況にあると、このように指摘し、作成自体が自治体の大きな負担になっているというふうに訴えました。この有識者会議の提言について、町ではどのように評価するのでしょうか。伺います。

そして、令和3年度には坂城町第6次長期総合計画に合わせて、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめ、16もの多くの計画が一斉に策定されたわけであり、これに既設の各種計画を合わせると、町には相当数の計画があるわけであり、存在する多くの様々な計画の見直しを進めて、統廃合すべきものは速やかに行うべきだというふうに思いますが、その辺のお考えをお聞きいたします。

企画政策課長（伊達君） 去る2月20日の地方分権改革有識者会議の提言に対する評価ということでございます。この会議につきましては、地方公共団体からの聞き取りなどに基づき、例えば平成22年から令和2年の10年間で、法律によって地方公共団体の計画等の策定に関する条項数が約1.5倍になったということですか、策定事務による地方公共団体の負担が大きかったことなど、計画策定に係る実態が適正に反映されていると、そんなふうと考えているところでございます。

その上で、この有識者会議では、計画等、いわゆる将来に向けた意思決定につきましては、地方公共団体の判断に委ねることを原則としておりますけれども、計画等の形式によらざるを得ないもの、これもあるわけですし、そういったものについては、国に対して既存計画の統廃合や一体的な策定など、制度的な検討をするよう提言しております。

加えまして、地方公共団体での計画体系の最適化を可能とするため、国に対して一体的な策定、上位計画への統合が可能なものの明確化、あるいは総合計画等に計画の全部または一部の内容を記載できるものの明確化、それからこうしたことになじまない個別の計画等の策定が望ましいものの明確化を求めており、町の様々な計画の統廃合に係る見直しにつきましては、こうした提言を受けての国の動向を注視する中で対応していくことになるものと考えているところでございます。

13番（塩野入君） 松本総務大臣が地方行財政に向けて、一つはデジタル変革への対応、そして二つは活力ある地域づくりとグリーン化の推進、三つは持続可能な地域社会の実現等を支える地方行財政基盤の確立、そして四つ目が持続可能な社会基盤の確保、こういうものの取組を示しました。

一方、坂城町第6次長期総合計画には、一つとして暮らしと産業、安心の基盤づくり、二つとして健康でいきいきと暮らせるまちづくり、三つ目は技術と魅力が集うものづくりのまち、四つは災害に強く、環境にやさしいまちづくり、五つは未来へつなぐ子育てと学びのまちづくり、そして六つ目は全ての人がともにつくるまちと、この六つの基本目標を掲げたわけであります。

こうした政府の取組と町の基本目標に向かい、農業、商工業の産業界、そして町民の意見や要望を受け止め、行政と議会が車の両輪の下に「輝く未来を奏でるまち」をつくり上げていかなければならないと強く思いながら、次の質問に移ります。

2. 交通網体制について

今回の交通網体制については、一つは18号バイパスとインター線先線の町基幹道路を見据えた交通インフラ整備と、もう一つは高齢化社会の交通手段について、この二つのテーマを重点にこれから質問をまいります。

イ. 交通網の現状と課題

初めに、国道18号バイパスは、4年度3億5千万円の工事予算が見積もられ、前回12月議会定例会の私の質問で、月見区付近の地盤改良工事のご答弁をいただきました。

今度は、2月中旬頃から工事車両の搬入を知らせる看板が県道沿いに設置されて、ダンプトラックの頻繁な出入りが見られます。これは多分盛土工事かと思われませんが、その工事の内容をまずお聞きいたします。

インター線先線につきましては、2月末までには網掛地区の地権者説明会が開催されるという予定だったわけですが、どうもいまだに行われていないようであります。遅れている原因は何でしょうか。お聞きをいたします。

また、令和6年度の事業採択を目指すようですが、その動きはどんなか。目安はついているのか、その辺を伺います。

次に、今年度、4年度から3か年の予定で、新たに地域公共交通システム、デマンド交通乗り合いタクシーの実証実験運行が始まりました。高齢化社会の交通手段に向けての仕組みづくりの一つでもありますけれども、今年度の実証実験のですね、状況についてをお聞きいたします。

しなの鉄道は、長野、上田方面に向かう重要な公共交通手段であります。村上側の住民にとっての鉄道利用は、坂城大橋もしくは鼠橋を通っての距離の長い中で、循環バスが頼りというのは大変重要になるわけであります。しかし、運行は6時前にもう終了になってしまうわけであります。夏場は7時を過ぎても明るい状況でありますので、電車との乗り継ぎダイヤ等を踏まえながら、夕・夜間運行の実現を望みますが、お考えを伺います。

ロ. 新たな交通網体制に向けて

間もなく令和5年度が始まります。18号バイパス5年度に向けた予算額と工事計画について、まず伺います。

18号バイパスとインター先線も、現実味のある方向へと進みつつあります。町としても新たな町の骨格となる幹線道路の整備を見据えた交通体系や土地利用を進めなくてはなりません。そのための専門係の設置、あるいはプロジェクトチームを立ち上げていく、そういう時期に来ているんじゃないかというふうに思うわけですが、お考えをお聞きいたします。

バイパスとインター先線の結節点は網掛地区になります。恐らく、網掛地区の地域環境は大きく変わることが想定されます。そこで懸念されることは、培われてきた地域の歴史文化や良好な地域の相互扶助などへの影響であります。活動の利便性や経済効果の方向に目が向きがちになりますが、こうした地域のソフト面への対策対応が肝心であります。町のお考えをお伺いいたします。

建設課長（関君） 2. 交通網体制について、イ. 交通網の現状と課題についてから順次お答えいたします。

まず、2月中旬に発注となった坂城更埴バイパス（坂城町区間）の工事内容についてであります。千曲川河川事務所戸倉出張所において発注となりました、千曲川護岸災害復旧工事で河道掘削を行った際に発生した土砂につきまして、坂城更埴バイパス事業用地のうち、網掛地籍への土砂搬入を行うものであります。

千曲川河川事務所によりますと、土砂約1万5千立米を予定しております。工期は4月下旬までとしております。工事期間中は網掛地籍への土砂搬入となるために、今年1月には網掛地区を対象として回覧を行いまして、周知を図ったところではございます。

なお、搬入された土砂の利用につきましては、今後、国道バイパス整備事業等に利用していく予定とお聞きしております。

続きまして、坂城インター線先線の延伸事業についての地区説明会と令和6年度事業計画採択を目指す動きはとのご質問であります。令和3年度から予備設計に着手しました坂城インター線先線の交差点部から千曲川を渡り、国道18号バイパスに接続するまでの全長約900メートル区間について、昨年、地形測量による地形図をベースに、道路の計画線を入れた基本計画がまとまりましたので、11月には網掛公民館と中之条公民館におきまして、地権者の皆さんを対象とした説明会を開催したところであります。

その後、地権者の皆さんからの基本計画についてのご意見・ご要望をお聞きする中で意見の集約を行い、修正した後に、今年2月頃を目安に基本計画に係る千曲川及び国道バイパス等の関係機関との協議を行い、地区説明会の開催も予定していたところであります。地権者説明会でいただいた土地の形状等のご要望もお聞きする中で、現在、計画線の修正も含めて、基本計画の変更が可能かどうかの検討を行っているところでございます。今後、基本計画の修正案がまとまった段階で地区説明会が開催される予定となっております。

また、説明会において示した事業スケジュールにつきましては、計画どおり県において事業評価の検討を行い、令和6年度に新規事業として採択となるよう準備を進めているとお聞きするところでございます。

次に、デマンド交通の実証実験の状況についてでございますが、ご案内のとおり、デマンド交通の乗り合いタクシーにつきましては、昨年4月より、道路運送法に基づき、町内のタクシー運行事業者の協力により実施しております。75歳以上の日常生活で必要不可欠な移動手段の確保を目的に、最長3年の予定で実証実験を行っているところでございます。

1年目となります今年度4月から1月末までの状況でございますが、利用登録者につきましては、毎月増加する中で216人となっております。また、利用者の延べ人数につきましては2,258人、運行回数が1,654回となっており、買物や通院に非常に便利になったと好評をいただいているところでございます。

次に、循環バスの夕方・夜間運行の実現の考えはについてでございますが、現在、坂城町循環

バスは、北回り路線が村上小学校小網地区児童のスクールバス利用として、出発時間が午前7時40分、南周り路線が信州上田医療センター行きのバスとして、午前7時20分出発となっております。

夕方から夜間運行への延長となりますと、循環バス運転手の労働時間、また人員確保の課題に加えまして、町内のタクシー事業者への影響等も懸念されることから、地域交通利用促進協議会などによる、さらなる検討も必要となりまして、利用の要望など状況を勘案する中で、慎重に検討する必要があるものと考えております。

続いて、ロ. 新たな交通網体制に向けてであります。国道18号坂城更埴バイパスの令和5年度の事業費は、国土交通省関東整備局によりまして約1億から7億円が配分され、引き続き工事区間の調査設計及び用地買収を実施していく予定であります。

また、そのほかにも長野国道事務所からは、補正予算を活用しまして、網掛地区と上五明地区におきまして、2億から3億円規模の改良工事を発注する予定とお聞きしております。

工事内容としましては、網掛地区の函渠工2基、排水構造物工、道路土工及び除草作業等を予定しておりまして、入札後、施工業者が決まりましたら、工程を含めて速やかに地元地区にお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、18号バイパスやインター先線の整備を見据えた専門係やプロジェクトチームの立ち上げの考えはないかというご質問でございますが、ご案内のとおり、国道18号バイパスにつきましては国の直轄事業として、またインター先線については県が事業主体となり事業が進められております。

町におきましては、建設課に交通網対策担当係を設置しまして、国や県との連絡調整を行い、令和元年度からは専門幹を配置する中で、国道18号バイパスやインター先線等を含めた町内交通網の体制整備を行ってきております。

また、国道18号バイパスやインター先線の用地取得につきましては、町の土地開発公社が協力し先行取得を行い、事業の進捗を後押ししてきた経過もございます。

そうした中で、今後につきましても、新たにプロジェクトチームを設けるということではなく、現状の体制を基本とする中で、関係各課が連携し、情報共有を図りながらよりよい交通網の確立に努めてまいりたいと考えております。

続いて、バイパスと坂城インター線の先線延伸の結節点である網掛地区内の対策・対応についてでございますが、両幹線道路が整備されることにより、人や物の流れが従来の県道長野上田線から大きく変化することが考えられます。

道路整備につきましては、これまで網掛地域で守られ、培われてきた自然、歴史、文化、また地域コミュニティ等への影響などについても十分配慮する中で、国、県とともに事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 幹線道路が整備された暁には、坂城町への恩恵だとか経済効果が生かされなければならないと思うわけであります。インター先線からバイパスを利用して、戸倉上山田温泉の千曲市へ、あるいはそこの道と川の駅の上田方面への通過点になってしまってはならないわけであります。

これからは交通渋滞の解消や救急搬送解決などのほか、そうした道路交通網の整備により、坂城町の生産性や活力を高めることにつながるということが重要になります。さっき、町長も若干そのような説明がありましたけれども、その辺の町の状況についてお伺いをいたしたいと思えます。

建設課長（関君） 地域の活力を高める道路交通網整備についての町の考えはについてお答えさせていただきます。

当町は上信越自動車道坂城インターチェンジを有しまして、国道18号とのアクセスなど利便性に優れ、また、県道インター線、先線及び延伸整備が完成すると地域間及び近隣からの交通が劇的に変化することも予測されております。

企業の渋滞等の損失時間の減少による経済効率を上げることも可能となりますし、また、優良な町内企業の雇用も、遠方から通勤が可能になることで優秀な人材がより集まりやすくなる、そういったメリットになるのではないかと考えているところでございます。

加えて、新たな産業・観光などもビジネスが生まれる可能性を秘めておりますので、地域の優位性を活用することを念頭に置きまして、経済効果をはじめ、地域の活力を高められる道路整備について、町長期総合計画に基づき計画的に整備してまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 道路交通網整備に向けた組織というのは、上田市、千曲市、長野市を入れた広域的な同盟会を含めると、もういくつかあるわけでありますが、その中で本町の交通網を高める組織というのは坂城町地域交通利用促進協議会、これだと思うわけであります。

この協議会には、しなの鉄道の戸倉駅長、それから循環バスを運営する信州観光バス社長や、デマンド交通の中心となるひしこタクシーの社長たちも加わり、これは実践的な現場の意見も酌み取れる組織であります。協議会の現在の活動内容をお聞きしたいと思います。

また、その協議会では、県と沿線市町村で構成するしなの鉄道活性化協議会と連携した事業展開もなされているようですので、その状況も併せてお伺いをいたします。

建設課長（関君） 坂城町地域交通利用促進協議会の現在の活動内容について、再質問いただきました。本協議会は、しなの鉄道及び坂城町循環バスの利用促進を図り、町民に身近な交通機関の健全な経営を確保し、町民福祉の向上並びに地域の発展に寄与することを目的として設置されたものでございます。

ご案内のとおり、会員は町区長会長をはじめ交通事業者、福祉関係者、学校関係者、商工業関係者、観光事業者など23名で構成されまして、活動内容の主なものとしましては、昨年

4月より実施しております、先ほど答弁させていただきましたデマンド交通乗り合いタクシーについて、令和2年度に協議会内に部会を設置しまして、新公共交通システムの構築を行いまして、実証実験に向けた詳細な部分、具体的にどのようにやっていくのかと、そういった部分の協議を行い、準備を行う、そういった活動をしてまいりました。

また、昨年6月に開催された令和4年度の総会におきまして、乗り合いタクシーを運行する交通事業者から、4月からの運行状況の説明、また、鉄道事業者からは現在のしなの鉄道の状況、また、循環バスの運行事業者からも令和3年度の状況について説明があり、情報の共有を図ったところでございます。

次に、しなの鉄道活性化協議会と連携した事業についてでございますが、しなの鉄道と町循環バス、町内のタクシーの利用促進を目的に、第17回ばら祭りの中刷り広告、こういったものを昨年5月から1か月間、しなの鉄道の車両、54両になりますが掲示してまいりました。おかげさまで第17回ばら祭りにつきましては、コロナ禍の中ではございましたが、感染対策を実施する中で約3万人の来場者となっております。

今後におきましても、道路交通網整備促進をはじめとする町の活性化策について、連携を図ってまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 2022年4月には、自動運転レベル4の許可制度を含めた改正道路交通法が可決されまして、人が遠隔監視しながら決まったルートを走るバスや、日用品の自動運転による移動サービスなどを想定しているわけでありまして。

さらに、GPS機能などを含む完全自動運転車によるレベル5に向けて、自動車関連各社がしのぎを削っているわけでありまして。レベル5が実現すれば、いつでもスマートフォンを利用して運転不要で帰宅できます。飲酒運転も撲滅ができるわけでありまして。

完全自動運転化も今や夢ではありませんので、こうした車が進化するという面からの交通網体制の確立に向けて、将来どのようにお考えか。ちょっと遠い話ではありますが、その辺の状況がありましたらお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

建設課長（関君） 将来に向けての自動運行、そういったものに対する町の整備の考えはという再質問をいただきました。ご質問にありましたとおり、本年4月1日から改正道路交通法が施行されまして、いわゆる自動運行レベル4や、遠隔操作型小型車が解禁になる予定となっております。

近年の自動運転の技術革新については、交通事故の削減や渋滞の緩和に有効なものと考えられておりますので、昨年11月に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策としても、遠隔操作による無人自動運行サービス、また、自動運転のさらなる推進を図る必要性が確認されたところでございます。

自動運行レベル4では、走行ルートなどの一定の条件下ではございますが、自動運行装置を

使用した完全な自動運転になります。さらに、レベル5になりますと完全に自動運転となりますので、走行エリアの限定がなくて、運転席、ドライバーが不要になってくるということもありまして、運転席がなくなる、いわゆる車内のデザイン、そういったものが今とは全く異なることも予定されております。

レベル5の解禁は、自動車メーカーの技術がさらに進歩すれば2030年代になるのではないかと予測されているところでございます。まず、高速道路など、一定の条件下での運転、自動化の実現から実用されていくのではないかと考えております。

一方で、事故発生責任の所在ですとか、様々なケースを踏まえた法律などの規定を見直す必要がありますが、ご質問のとおり自動運行レベル5がまだ先の技術と考えておりますと、交通網体制の確立が遅れてしまうことも考えられます。社会の変化の状況に歩調を合わせて、道路の整備基準、こういったものも変わってくることも考えられますので、そういったものにつきましても注視しまして、必要に応じた対応を進めてまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 今、JR各社の赤字路線について、100円稼ぐのに何万何千円かかるような赤字路線は廃止せよと、そういう声が高まっているわけでありまして。ならば郊外の片隅にある道路は100円稼ぐのに何円かかっているのか。1日数便のフェリー用の港湾施設はどうか。空港の滑走路は黒字なのか。そんな中で鉄道だけが赤字なら廃止、そうなのか。こういうことを日本総合研究所藻谷浩介主席研究員が言っているわけでありまして。

そもそも、教育と交通と医療というのは、世界のどんな国においても共通で、何らかの形で税金を投入しない限り、黒字にはならない事業だというふうに思うわけでありまして。

しなの鉄道は、既にJRから離れ、県や沿線自治体などにより運営されています。一般道路は、揮発油税という国税で維持されています。政府は、公共交通路線の建設や維持管理を関係する沿線自治体に任せるのではなくて、国の財源投入を強めるべきであります。

そして、地方自治体は、当該地域の歴史や文化と相まった地域のアイデンティティを尊重し、公共交通路線を地域の活性化にどうつなげるかを考えた、よりよい土地利用を図ることにエネルギーを使うという、そんな国と市町村との役割分担やすみ分けを再検討すべきではないかというふうなことを思いながら、これにて私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時57分～再開 午前11時07分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、3番 山城峻一君の質問を許します。

3番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、認知症と町立図書館についてということで、大きく二つ一般質問をするわけですが、

実は私自身当選以来、認知症についてはいつか取り上げなきゃなとは思っておりました。

まず、イの当事者・家族への支援の話になる前に、次のロの話にも直結するんですけども、私自身、2017年、今から6年ほど前ですね、今も勤務はしているんですが、NPO法人ワーカーズコープというところの指定管理者になっている上田市にある真田児童館、こちらの責任者をやっていたときの話です。

たまたま、あるときに上田市の職員とともに、上田市社会福祉協議会の職員の方が同席されて、自分が勤務している児童館で認知症サポーター養成講座を開催したいということを提案されました。もうちょっと詳しく申し上げると、認知症サポーター養成講座については、後ほどもっと詳細には伝えますが、認知症に対しての理解を深めるために、子どもたちにも普及啓発を行いたいという趣旨の話でありました。

これがまず一つのきっかけにはなっているんですが、また、皆さんもよくご存じだとは思いますが、つい先日、去年ですね、去年の3月に俳優業を引退されたアメリカの俳優さんですが、ブルース・ウィリスさんの認知症と診断されたニュースも大きく報道されたわけで、であれば、このタイミング、3月の議会のタイミングで取り上げてもいいんじゃないかなということで、この質問をするに至りました。

日本は申し上げるまでもなく、今は超高齢化社会という状況に至るわけですが、ちなみに高齢化社会は、ある資料によると65歳以上の高齢者の割合が人口の7%を超えた社会ということであり、これは1970年代頃に、もうこの数値は日本は達しているわけで、その後の高齢社会、これは65歳以上の高齢者の割合が人口の14%、これは多分1990年代ですかね。ということで、もう高齢社会に達していて、現時点では、坂城もそうだという理解なんですけど、超高齢社会、つまりこれは65歳以上の高齢者の割合が人口の21%を超えた社会ということが書かれているわけです。

ちなみに、65歳以上の認知症の患者数をちょっと調べてみましたが、2020年、今から3年ほど前ですね、600万人を超えたと。600万人ほどということが推計され、また、今は2023年を迎えたわけですが、あと2年後には約700万人を超えると。700万人に達する見込みということが予測されております。これは高齢者の割合にすると5人に1人ということが言われているわけです。

認知症サポーター養成講座のことを最初にお話をしましたが、認知症は誰でもなり得ることということはいろんな記事にも書かれておりますが、もっと言うと、ここにいる皆さん、ちょっとこれは過激な発言にもなりますが、私も含めて人間は生まれた以上必ず死ぬ。つまり人間の死亡率は100%です。そういったことを考えたときに、やはり認知症も含めて、人間はみんな老いるんだと、老いが来るんだということをやっぱり想像して日々を過ごして、そしていたわりの心を持つ必要があるんじゃないかということが、この質問をするもう一つのきっ

かけとなっているわけです。

まず、イの当事者・家族への支援についてですが、認知症当事者や家族への支援についてはどのようなものがまずあるのかということをお伺いしたいのと、それと、当事者を支援するにあたり、いろんな機関、町の包括支援センターもそうでしょうし、もちろん、町の担当課である福祉健康課もそうでしょうけれども、いろんな機関が連携をしているというわけですが、その機関がどういうものであり、どのような連携を図っているかということも併せてここで聞きいたします。

そして、ロに行くわけですが、認知症については、当事者やその家族だけではなく、より多くの人の理解が必要です。冒頭でも少し触れましたが、6年ほど前ですね、上田市社協と上田市の職員と連携し、認知症についてより多くの方に知ってもらう取組として、認知症サポーター養成講座を私が勤務する場所で開催したわけですが、認知症サポーターについて改めて調べてみたら、認知症サポーター養成講座は、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲での手助けをするという目的の下、2005年、今から18年ですかね、20年ほど前からスタートしているということになります。

そういったことから、この項目で、町として認知症の理解を図るためにどのような取組をしているかということも、ロとしてお伺いいたしますし、また、今何度も申し上げておりますが、認知症サポーター養成講座、今その説明をしたわけですが、コロナでなかなかその開催も、ほかの市町村も含めて、だいぶご苦労されていることを見聞きしているわけですが、認知症の理解を図るために、講座の実施状況、開催状況がどうであるかということをもまず認知症への理解を深めるためにということでお伺いいたします。よろしくお願いたします。

福祉健康課長（堀内君） 1. 認知症への理解を深めるためにのご質問に順次お答えいたします。

ご質問にもございましたように、厚生労働省によりますと、全国の65歳以上の認知症患者数は、2020年においては約600万人と推計され、2025年には高齢者の5人に1人、700万人が認知症になると見込まれており、認知症は誰にも起こり得る脳の病気によるものであります。

まず最初に、当事者・家族への支援についてであります。認知症を含めた高齢者に関する町の総合相談窓口としましては、地域包括支援センターが中心的な役割を担っております。ご本人やご家族からの相談は様々であり、その方の状況に合わせ、要介護認定の申請や介護予防・日常生活支援総合事業での介護保険サービスの利用につなげたり、定期的な訪問を重ねるなどの支援を行っているところであります。

また、社会福祉協議会内にある在宅介護支援センターへの相談からサービスの提供につながるケースや、独居訪問や民生委員さんの見守り活動から、地域包括支援センターへの相談につ

ながるケースもございます。

次に、相談の流れといたしましては、相談内容により認知機能の低下以外にも心身機能の低下も見られることが多いため、要介護認定や介護予防・日常生活支援総合事業などで介護保険サービスを利用したり、医療機関等につなげたりしながら、基本的には自宅で暮らしていただくことを前提に対応しているところであります。

相談にあたりましては、認知症だから介護保険サービスの利用をしなくてはならないということではなく、まずは本人の希望する生活とは何かに着目し、ご家族の負担軽減も考えながら支援を行うことを大切にしております。そのため、すぐに要介護認定による認定調査を行い、サービスを利用するのではなく、基本チェックリストを用いた総合事業を利用する場合もございます。

認知症のご本人・ご家族への支援の内容といたしましては、町で毎年発行している高齢者福祉・介護保険サービスガイドに認知症ケアパスの掲載をしております。認知症ケアパスとは、認知症の進行とともに変化していく状態に応じて、どのようなサービスを受ければよいのか、大まかな目安を示したものであり、認知症ケアパスでどんなサービスがあるのか、どこへ相談したらよいかについてもお示ししております。また、サービスガイドでは、認知症の電話相談先としまして、認知症コールセンターなどの相談窓口の紹介も行ってまいります。

支援の際に連携している機関につきましては、個々の状況により異なりますが、医療機関や薬局、ケアマネジャー、介護保険事業所、社会福祉協議会等が挙げられます。

医療機関の場合、ご本人の生活状況や認知機能、心身機能について、受診時にご本人の前では話しにくい日頃の様子等を医療と介護との連携連絡票を用いて主治医へ連絡したり、なかなか受診につながらない方などの対応について相談をさせていただいております。

服薬に不安がある方につきましては、薬局へ服薬管理等についての相談を行い、服用する薬の配達時に直接お薬カレンダーへ分けて配薬してもらったり、複数ある薬を一包化してもらうなどの対応をお願いしております。

介護保険サービス等の利用をしている方の場合につきましては、担当ケアマネジャーが中心となり、介護保険事業所とご本人の様子等について共有し、その方の状況に応じ、地域包括支援センターも介入し、どのような生活を送っていきたいか、そのために何が必要かについてご本人、ご家族を含め関係者で集まり、支援会議を行うこともあります。

また、本人の生活状況によりましては、郵便局や銀行などの金融機関、警察やコンビニエンスストア等とも連携を図ることもございます。

郵便局や銀行などの金融機関との連携につきましては、郵便物の配達時に異変を感じた際や、預貯金の入出金に不安がある場合、通帳の再発行が続いた場合などに連絡をいただき、相談対応をすることもあり、また、ご本人がご自分の財産管理が難しい状態で支援が必要な場合には、

社会福祉協議会で行っている金銭管理サービスや成年後見制度の利用などをお勧めすることもございます。

警察やコンビニエンスストアなどとの連携といたしましては、自宅へ戻れなくなってしまった方がいらっしゃった場合や、買物に来ている方で心配に思う方がいた場合などに連絡をいただき、相談や支援につながるといったケースもございます。

また、認知症に係る受診先としましては、県内に11か所ある認知症疾患医療センターの紹介なども行っております。認知症疾患医療センターは、近隣では、上田市の千曲荘病院と長野市の栗田病院が指定を受けております。認知症疾患医療センターへは、ご家族からの相談があった場合、スムーズに医療受診につなげられるよう支援しているところであります。

認知症に関する問題は、それぞれの状況により違いがありますが、どの方にも共通する点といたしましては、いずれの場合もすぐに解決には至らないといった場合が多く、支援を受けながら、その状況を受け入れていく必要があるといったことが挙げられます。

認知症に関しましては、特にご本人とご家族の悩みを丁寧にお伺いしながら、認知症への理解を深め、適切な対応ができるように支援することを第一に心がけているところであります。

次に、ロ. 認知症への理解促進についてお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、認知症とは脳の病気や様々な原因により認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態をいいます。また、認知症にはいくつかの種類があり、その症状や程度には個人差があるなど、特に早期診断、早期治療が大切と言われています。

そのような認知症についての理解促進の取組として、町では認知症サポーター養成講座を行っております。認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域において認知症の方やそのご家族に対し、できる範囲で手助けする方を指し、特別な何かをすることといった決まりはなく、市町村等が開催する講座に参加していただくことで誰でも取得することができます。

講座の内容といたしましては、認知症とはどういう病気なのか、認知症の種類と症状、認知症予防の考え方、早期治療が必要な理由、そして本人と介護をしている家族の気持ちについてなど幅広い内容の講座となっております。

過去5年間の認知症サポーター養成講座の開催数は7回で、受講者数は89名となっております。令和元年までは、毎年講座を開催しておりましたが、その後は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催ができない時期などもありました。

それに代わる取組として、町商工会が主催するまちゼミでの講座や、事業所への出前講座などを行うことで、これまでと違った角度から認知症に関する普及に努めてまいりました。

今年度は、商工会の開催するまちゼミにおいて2回、町民の自主グループからの依頼で1回の講座を開催いたしました。老人福祉センターや各地区の公民館を会場に、それぞれ少人数で

の開催とはなりましたが、参加者からは、とても勉強になった、認知症がどんな病気なのか、もっとみんなに知ってほしいといった感想をいただいたところであります。

受講者には、認知症サポーターであるあかしのオレンジリングを差し上げており、オレンジリングを身につけていただいたり、かばんなどにつけていただいたりすることで、そのリングを見た方に、まずは興味・関心を持ってもらうことにつながればと考えているところであります。

なお、認知症サポーター養成講座を開催することができるリーダー的な立場を取る方を認知症キャラバン・メイトと呼んでおり、当町におけるキャラバン・メイト研修の修了者は、令和4年12月末現在で66名となっております。

今後も引き続き、多くの方に認知症について正しく理解してもらえるよう、サポーター養成講座の開催を継続し、サポーターの協力も得つつ、関係機関との連携も図りながら、認知症の方やご家族の相談・支援に努めてまいりたいと考えております。

3番（山城君） ただいま、担当課長から丁寧にご説明いただきました。まず、ちょっと整理させていただくと、関係機関との連携については、先ほど自分も一つ、二つ例に挙げましたが、地域包括だとか、あとは町の福祉課だとか、あとその他医療機関、薬局、社協、あと介護支援専門だとか、あとケアマネさん、あとは警察、郵便局、銀行というところも出てきて、もちろん医療機関もいくつか出てきましたけれども、やはりそういった様々な機関が連携して、そういった認知症の方、また家族の方をサポートしているということは、改めて確認はできたわけです。

それと、私の自宅にも先ほどの介護のガイドはつる下げてあって、たまに見ることがあって、それは確かに体系的に整理されているなという印象がありました。また、ケアマネさんについては、専門会議とかそういった形でしっかりとサポートをしているということも改めてわかったわけです。

やはり、先ほど担当課から話があった、個人を自宅で過ごせるような形ということがたしか一言あったと思うんですが、私も実は20年ほど前に、今は別の名称になりましたが、ホームヘルパー2級を取らせていただいたときに、QOLという、アルファベットでQOLと書くわけですが、その話を聞いたときに、生活の質のことをそのときから大変大事にしているという印象がありました。やはり、本人の質を落とさないために、もしくは落ちるとしても緩やかにという観点はすごい大事だと思っていて、そういったことにも、しっかり町も含めて、専門機関、関係機関がフォローアップされているということも改めてわかったわけです。

あと、私も言いそびれてしまいましたが、せっかくなのでお見せしますけれども、私も実は先ほど認知症サポーター養成講座の話をしました、私もふだん身につけております、オレンジリングを。これは実は2代目で、1代目はちょっと切れて壊れてしまったので、これは

ちょっと上田市の社協さんにお話しして、もう1個ないかなということで2代目をもらったわけですが、やっぱりこれを身につけている町の職員さんも多く見えるわけですが、残念ながらというか、私の知っている限りにおいては、町なかで、もしくはほかでこのオレンジリングの話が話題になることは、私の見聞きする中ではないかなとは思っております。

ただし、先ほど課長からもありましたとおり、まちゼミ、また出前講座を通じて認知症サポーター養成講座を開かれている。少人数ではあるけれどもと課長謙遜しておっしゃいましたが、やはりそれを開催して、ちょっとでも認知症についての理解を深めていってもらっているということは、それも重ねて感謝しております。

そして、質問をちょっと整理させていただきますと、これはちょっと、せっかくなので、大事な機会なので、これを再質問させていただきたいんですけれども、まちゼミは商工会等々でやられているということなんですけれども、例えば一般企業向けに今後普及啓発、要はもっと大きな企業と言っては語弊がありますね。もっと広めるという考えはないかどうか。これだけでもやっぱり大事だと思うので、コロナもこれで落ち着いてくる可能性が高いので、それだけはちょっと課長から答弁をいただけたらなと思っておりますが、いかがでしょうか。

福祉健康課長（堀内君） 再質問にお答えさせていただきます。

オレンジリングの普及啓発、こちらは、まだ町なかでなかなか聞かれることがないといったこと、これについては、まだまだ町といたしましても啓発に努めていかなければいけないというふうに感じております。

そして、今、まちゼミだとか町内自主グループからの依頼で講座を開催しているとお話を申し上げましたが、こちらにつきまして、町のふれあい大学の出前講座、こういったものを利用して、実は町内企業さんからもこういった介護についての出前講座を承って開催しております。こういった機会を捉えながら、さらに企業さん、事業所さんにも広げていけたらと考えているところであります。

3番（山城君） 課長から新たに企業への理解促進に向けて前進、強く押し進めるということを決意というか、申しさせていただいたのは、ありがたいなと思っております。

やはり、私も最初に強く申し上げたとおり、認知症になる方はもちろん高齢者ということですが、それを支える、それをフォローしていくのは、やはり、まずは家族かもしれませんけれども、地域であったり、そこに関わる全ての人だと思っております。課長からもそこはすごい丁寧に言っていただいてありがたいのが、何か特別な資格でもなく、何かやらなければいけないことがあるわけでもなく、とにかくその理解をして、例えばたまたま歩いていたところにパジャマで歩いている人がいたとします。これをあれっと思わない人はなかなかいないと思います。でも、そのときにその方へ例えば声がかけれなかったとします。例えば近くにお店があるだとか、交番があるだとか、役場があるだとか、自分1人ではできなくても、そう

いったところにつないだりとか、ちょっと理解しているだけでその方に対しての何らかのフォローにつながるということはあると思います。

なので、課長から言っていたとおり、この理解促進に向けて、認知症サポーター養成講座というのは、始めるのには敷居が高くないので、これは今、課長からも再質問に答えていただいたとおり、企業へもしっかりPRをして。

例えばこれも余談にはなるんですけれども、従業員の方が突然例えばそういう可能性とか、そういう状態に陥る可能性もあるわけですよね。そういったときに、認知症に対する理解があれば、あんた大丈夫かいとか、ちょっとこうしたほうがいいんじゃないかとか、おせっかいかもしれないけれども、知識があることで、経験があることでそういったことにつながったりする場合もある。これは例え話かもしれませんが、なので、関係のない人がいないという私の話もありましたし、課長からも話があったように、それは多くの人がそういう機会を得ることは大事なんじゃないかと思います。

あと、これは提案でいいと思うんですけれども、最初の私の話にもあったように、学校等に向けてもそういった講座を、あるいは地区とか育成会とか、そこは形にはこだわりませんが、子ども向けにもそういった取組をしてもいいんじゃないかなとは思っています。これは提案にとどめておきます。

要は子どもであっても、上田でその実例があるわけですから、ほかでもあると聞いておりますが、やっぱり子ども向けにもそういったものを広げて行って、うちのおばあちゃん、あるいはうちの近くにいるおじいちゃん、おばあちゃんは、そういえば最近あれかなというふうに、子どももそういう理解を示せるような取組を、まずは町担当課、そして社協が連携して、何らかの機会にそういう講座が開けていったらなとは思っています。これは提案にとどめさせていただきます。

それで、これに関してのまとめをちょっとして次の質問に移りますけれども、新型コロナ感染症の影響により、ここ数年、認知症サポーター養成講座を開くことは厳しかったということですが、今申し上げたとおり、今後は地域住民はもちろん、企業や学校等でも理解促進のためのサポーター養成講座などをしていったらどうかということをもう一度申し上げさせていただきます。次の2の町立図書館についての質問に移ります。

2. 町立図書館についてですが、まずイとして図書館の利用状況についてです。

この質問をするに至ったきっかけは、実はある町内に住む現役の高校生からの一言です。先に申し上げてしまうと、2020年から始まった新型コロナウイルス感染症の流行により、この年の3月ですね、もう3年ほど前になるんですね。全国の小中学校に対して、当時の安倍首相から一斉休校の要請が出され、ほとんどの学校で一斉休校が実施され、学校へ通うことができないということがありました。これはある意味やむを得ない状況だったとは思いますが、

その後も感染症の影響から、何度となく学校もしくは学年もしくは学級が学級閉鎖、学年閉鎖等々閉鎖されることがあり、子どもたち、小中高、大学生もそうですね。自宅での学習が余儀なくされたわけです。ただ、自宅学習が続くと、子どもたち、私もふだん、たまにですけれども学童保育に行くと、家での勉強って本当に大変なんですよね。誘惑が多くて。なので、ほかの場所でやりたい。ほかの場所でやろうと思う気持ちがあるのは理解ができます。

そして、高校生、中学生もそうですけれども、中高生になれば、ほかの場所で勉強したいと思えば、近くにそういった勉強できるスペースはないかなと探すわけですね。特に高校生にもなると、電車通学している方がいるわけで、どこかにいいところがないか探し当てると、でもどこもない。これは町内もそうですけれども、その当時は、たしかテクノセンターも使えなかったと思いますし、町立図書館も使えなかったと思うんですよね。だから、どこかい場所はないかという問合せは、実は高校生から複数、私のところに問合せがありました。私も町内外問わず探したんですけれども、運よく1か所は上田市、もう2か所は長野市にコロナ禍でありながらフリースペース、学習スペースを設けているところがありました。計3か所。

現在は、今申し上げたとおり感染症の流行が収まりつつある状況にあるわけですが、そういう状況にあって、今は町立図書館もそうですし、坂城テクノセンターのエントランスでも自主学習をしている学生さんがいます。

こういった高校生からの言葉がきっかけとなって、図書館について、これからいくつか質問させていただきます。

まず初めに、図書館のこと、概要についてお聞きしますが、過去5年間の貸出し数、あとは利用者数、あと蔵書数について、図書館の一般的なことについてお聞きします。

そして、次にですが、これも担当課とも話をしていく中で、デジとしよ信州と、あとはエコールですね、上田地域図書館情報ネットワークという愛称で運営されているエコールの状況についてもお聞きします。

ちなみに、ちょっとデジとしよ、私も改めてもう1回整理してみたんですけれども、デジとしよは去年始まったんですね。とは、長野県と県内77市町村とによる協働の電子図書館のことです。県民であれば、誰でもいつでもどこからでも本にアクセスできるということで、これは坂城町第6次長期総合計画にある、図書館のデジタル化の一環ということだと私は理解をしております。

そして、エコールについてですが、今も少し申し上げましたが、上田地域図書館情報ネットワークの愛称で、山びこのエコーとライブラリー、図書館のライブラリーのLを組み合わせた合成語ということで、「いつでも・どこでも・誰にでも」を目指して、平成7年12月にスタートしたということになっています。

これは皆さんご承知のとおり、現在、上田市、東御市、長和町、青木村、坂城町の5市町村

の公共図書館のほか、あと塩田公民館もネットワークで結ばれているということで、1枚の利用者カードで図書の予約、貸出し、返却がどこでもできるということになっております。

ロについてですが、コロナのことをいくつも申し上げましたが、イベントの開催もなかなか難しい状況だったと聞いております。コロナ禍の中では。なので、町立図書館では、今も様々なイベントを計画されていますが、コロナの流行により、それまで行われていたものを中止、規模縮小等々思うようにいかないことがあったと思いますが、コロナの流行が始まって以降、2020年以降から現在までのイベントの開催状況についても、このところでお聞きします。

そして、ハとしまして学習室の利用についてです。図書館の2階、皆さんもこれはご承知だと思いますが、学習室がありますが、2階の学習室、私も中学の頃何度か利用していましたが、その状況についてもここでお伺いいたします。

そして、次のニですが、利用者の声について。これが一番大事なところなんですけれども、先ほどから申し上げているとおり、図書館利用者、高校生から勉強の場所を探している際に、高校生にとって今の町立図書館の開館時間ですね、利用時間というのがちょっと短いんじゃないか、もしできれば長くしてもらえないかという、そういう言葉をいただいて、よりよい図書館にしていくために、そういう利用者の声というのはどういうふうに聞いているのか。もちろん実現するしないは別として、聞いているのかどうかということもお伺いしたいと思うんですが、以上ちょっといくつか細かくありますが、お伺いいたします。お願いいたします。

町長（山村君） ただいま、山城議員さんから2番目の質問としまして、町立図書館について、イ、ロ、ハ、ニとご質問をいただきました。この中で、私からは、ニのよりよい図書館にするためにについてお答えしまして、そのほかにつきましては、担当課長から答弁いたします。

さて、町立図書館は昭和60年に開館し、幅広い年代層の利用者が訪れ、本を通じた憩いの場所であると同時に、生涯学習の情報発信の場所として、さかきふれあい大学講座の一つである点字・点訳講座や、おはなし会などのとしょかん講座を開催するなど、ご利用いただく皆様のニーズにお応えできるよう、各種事業を実施しているところであります。

まず、開館時間の延長についてのご質問がありました。毎年7月、8月の夏休み期間におきましては、通常の午前10時の開館時間を30分早め、午前9時30分に開館し、火曜日から金曜日までの平日につきましては、閉館時間を通常の午後6時から1時間延長して午後7時までとしているところであります。

7月、8月は学校の夏休み期間ということで、児童生徒の利用が多く、日の長い季節でありますことから、利用者の皆様のご要望にお応えする形で、開館時間を早めているところであります。

また、閉館時間につきましても、延長を始めた平成29年には、当初、試験的に午後8時ま

でとしたところでありますが、午後7時以降に利用される方がほとんどいらっしゃらず、費用対効果も鑑みの中で、平成30年からは午後7時までといたしているところであります。

一方、図書館の開館日数につきましても、従来、年間280日ほどでありましたが、職員の配置の調整を行う中で、祝日も開館し、月末の休館もやめたほか、蔵書点検期間をできる限り短縮するなどして、現在は年間300日以上開館し、利用者の皆様の利便性の向上に努めているところであります。

図書館のご利用に関しましては、普段から館長も含め全ての職員がカウンター業務に携わる中で、利用者の皆様とのコミュニケーションを図り、ご意見やご要望をお伺いしてきたところであります。その中でいただいたご意見やご要望を協議し、運用体制の見直しなどを検討する中で、改善や向上につなげているところであります。

なお、平成29年に開館時間を延長して以降は、開館時間に関しては、特段ご要望などは伺っていないところであります。引き続き、利用者の皆様とのコミュニケーションを図る中で、ご意見などをお伺いしてまいりたいと考えております。

次に、来館者増加に向けて今後の考えはとのご質問でありますが、図書館の来館者を増やすためには、図書館が所有する書籍、蔵書を充実させることが大変重要であると考えております。児童書・絵本や子育て世代を対象とした育児に関連した本のほか、高齢者向けの大活字本をさらに充実させるなど、幅広い年代層の利用者の利便性を高めていくことが重要であると考えております。

加えまして、私も時々お邪魔しておりますけれども、館内で開くおはなし会などの絵本の読み聞かせや紙芝居などのイベントとともに、子育て支援センターや保育園、児童館などで開催しているイベントもさらに内容を充実させる中で、図書館の求心力をさらに深めてまいりたいと考えております。

また、町立図書館は、現在約13万冊の蔵書があり、これに加え上田地域図書館情報ネットワーク、先ほどもお話がありましたが、5市町村図書館約95万冊の図書を貸し出しているところであります。

さらには、昨年8月から県内市町村と県が協働で導入しました電子図書館、デジとしょ信州の利用を開始いたしました。この電子図書館、デジとしょ信州は、いつでもどこからでも無償で必要とする電子書籍の閲覧や貸出し、返却ができる電子図書館サービスであります。図書館に行かなくても、パソコンやスマートフォンなどを利用して電子図書館を読むことができ、また、文字サイズを変えることができるため、より多くの皆様に読書を楽しんでもらうことができるものであります。

こうした従来の紙の蔵書を豊富に取りそろえらる中で、利用者の皆様が新たなより多くの本に出会い、その知識と教養を豊かにしていただけることや、デジタルを活用した現代の本の形も

ご利用いただくことができることなどを、今後も皆様にお伝えしながら、これまでご利用いただいたことがない方に対しましても、町立図書館に足を運んでいただくきっかけとしてまいりたいと考えております。

教育文化課長（長崎さん） 2. 町立図書館についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イ. 図書館の利用状況として、過去5年間の貸出し冊数及び利用者数につきましては、平成29年度は貸出し冊数7万5,876冊、利用者数は1万6,069人、平成30年度は貸出し冊数8万2,806冊、利用者数は1万7,116人、令和元年度は貸出し冊数8万2,869冊、利用者数は1万6,846人、令和2年度は貸出し冊数7万1,907冊、利用者数は1万5,135人、令和3年度は貸出し冊数8万6,941冊、利用者数は1万7,610人、令和4年度につきましては、1月末の状況で貸出し冊数6万8,045冊、利用者数は1万3,888人となっております。

また、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として4月12日から5月21日まで図書館を休館したため、貸出し冊数と利用者数については例年と比べて減少している状況となっております。

また、令和5年2月末の蔵書数につきましては、13万5,308冊でございます。

次に、デジとしょ信州の利用状況についてでございますが、6か月が経過した令和5年1月末現在では、県内の利用登録者数は9,984人で、そのうち当町の登録者数は87人、貸出し冊数は県内全体で4万6,339冊、うち当町は280冊となっております。

デジとしょ信州の現状における県内の年代別の利用登録者の割合といたしましては、40代が全体の21.6%、50代が20.2%、30代が18.2%と、仕事や家庭の事情で図書館に来ることができなかった層への普及が見られ、電子図書館は、利用者層の拡大に一定の効果을上げているものと考えているところであります。

また、最も多く貸し出されている時間帯は午後8時から午後9時であり、また朝の7時から8時の利用も増えてきていることから、お休み前や出勤前の貸出しなどを利用される皆さんの利便性が高められているものと考えております。

次に、上田地域図書館情報ネットワーク、愛称エコーの当町の利用状況でございますが、平成29年度には、当町から他館への貸出し冊数が6,827冊、他館からの借入冊数が7,507冊でしたが、令和3年度には他館への貸出し冊数が1万286冊、他館からの借入冊数が7,678冊と拡大の傾向でございます。

これは、コロナ禍により移動などが制限されたことでインターネット予約が増え、他館の本を取り寄せやすくなったことによるものと考えており、エコーは、5市町村の図書館が一体となって運用することで、大規模な図書館と同様のサービスを展開できる仕組みでありますので、これからも相互に協力し、より使いやすい運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、ロ. イベントの開催についてでございますが、図書館では、としょかん講座として点字図書などを作成するための点字・点訳講座や、絵本に親しみを持ってもらい、絵本の楽しさを知ってほしいという思いから、子どもたちに絵本の読み聞かせなどを行うおはなし会のほか、乳児を対象とするあかちゃんひろばや、英語の絵本を読み聞かせる英語による絵本のおはなし会、手作り紙芝居などを開催しております。

過去5年間の開催状況につきましては、平成29年度は点字・点訳講座を21回、おはなし会を24回、平成30年度は点字・点訳講座を22回、おはなし会を24回、英語による絵本のおはなし会を1回、令和元年度は、点字・点訳講座を20回、おはなし会を10回、英語による絵本のおはなし会5回、あかちゃんひろば9回、手作り紙芝居を5回、令和2年度は点字・点訳講座を17回、おはなし会を5回、英語による絵本のおはなし会3回、手作り紙芝居を3回、令和3年度は点字・点訳講座を15回、おはなし会を7回、英語による絵本のおはなし会5回、手作り紙芝居を7回、令和4年度につきましては、2月末までに点字・点訳講座を17回、おはなし会を10回、英語による絵本のおはなし会5回、手作り紙芝居を10回開催いたしました。

また、毎年、町の文化祭に合わせて図書館まつりを年1回開催し、平成10年度からは保存年数が経過した本や情報が古くなった本について、廃棄するのではなく多くの方に再利用していただくため、無料でリサイクル市等を開催しているところであります。年度ごとの参加人数といたしましては、平成30年度100人、令和元年度200人、令和2年度177人、令和3年度210人、令和4年度203人という状況であります。

コロナ禍のため、開催を予定しておりました講座等のイベントが開催できない状況がございましたが、引き続き、感染状況を踏まえ様々なイベントを計画してまいりたいと考えております。

最後に、図書館2階の学習室の過去5年間の利用状況でございますが、平成29年度は2,692人、平成30年度は3,223人、令和元年度は2,652人、令和2年度は1,662人、令和3年度は1,341人、令和4年度1月末の状況では1,188人という状況であり、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、学習室の利用制限をした令和2年度以降は、それ以前と比べて減少しているところでございます。

3番（山城君） ただいま、町長並びに担当課長からご説明いただきました。答弁いただきました。町立図書館について、町として、私ももちろん調べていて、いろんな活動をされているし、また、蔵書数はもちろんなんですけれども、エコールを利用した貸出し、そして借りる数というのがやはり多いということを実感したわけですが、町長からも話があったデジとしょ信州、課長からもあったその話ですけれども、やっぱりデジタル化が進んで、また、生活の多様化が進んで、図書館に来られない、もしくは来たくてもなかなか難しい方がいる、そういう中で県

との協働の取組としてこういうものがある。デジとしょがある。私もまだ登録はしていないので、今後ちょっと自分も登録をしてみたいなというのは思っていますし、また、それが図書館、本に親しむきっかけとか、改めての気づきになるということもあるのかなというのは、正直この今話を聞いていて感じた感想です。

そして、イベントの開催についてですけれども、これもまた私もなかなか気づきにくかったんですけども、様々な点字・点訳だとかおはなし会、また英語に触れる活動だとかというのがあったということも改めて知ることができた。この質問のきっかけをくれた高校生には本当に感謝ですし、また、その方は今高校3年生。これでこの先どういう進路を選ぶのかわかりませんが、いずれは坂城に戻って、坂城で活躍したいという大きな夢を抱いている方です。であるならば、やっぱりそういったこれからの世代を担う子たちが、もっとこの町で活躍したいとこれをきっかけに思ってもらえれば、本当にありがたいなと思っております。

あと、学習室に関してですが、感染状況があったといえども、年間で1千人以上、コロナ前は3千人、2千人以上ということですけども、大変やっぱり意味のあるというか、学習室は大切な場であるということは感じたんですけども。

この質問をするにあたって、実は先日、この高校生から川上村の公立図書館がすごい状況になっているということを聞いたんですね。正式名称を言うと、川上村農村総合文化施設図書館、これは通称川上村文化センター図書館というそうなんですけれども、ここが24時間図書館をやられているということを知ったので、ちょっと行って見ました。ただしですけども、現在は24時間図書館をやられていないそうなんです。要は図書館に文化センターが併設されているところで、当初は村民の要望もあって24時間図書館をやったんですけども、去年、コロナの影響もあるんでしょうね。一角、コーナーが利用が少ないということで、今はそのコーナーだけ残っていて、24時間化はされていないということがわかりました。

やはり、町長からもあったように、時間を延長するというのもなかなか苦労されているんだろうなとは思ったんですけども、やはり、いつ何時どういう要望があるかわからないということを考えれば、状況に応じて時間の長短をするのは、行政サービスというか、町民の声を聞いて進む行政としては、当然必要なのではないかなということがありました。

ただし、ちょっとこれは要望で終わりにしたいんですけども、川上村の図書館に行ったときに興味深かったのが、最初に建てたときは図書館は1階建てだったそうです。それを2階に学習室を造ったということを知っております。2階を増築した際に、当然その後ですけども、1階も含めて2階もWi-Fiがつながるようになっている。つまり、2階で学習する学生にとっては、Wi-Fiが使える。Wi-Fiを経由してパソコン等が使える。

じゃあ、坂城はどうなんだろうと思って改めて調べに行きました。そうしたところによると、2階はどうやらWi-Fiがつながりにくいそうなんですよね。これはもちろん、そういう

ニーズがあるかどうかを調査した上で、Wi-Fiをつなげるようにしていただきたいと思うんですけども、今どきは、やっぱり公共施設はある程度そういうものを整備する必要があるんじゃないかなということは率直に思ったところです。

もちろん、優先順位があるというのは当然そのとおりだと思うんですけども、やはりデジタルとしよ、デジタルの図書館の推進はもちろん大事です。課長ともお話しした中で、これからはそういったものの促進も必要だよねという話はしてきましたが、そうは言っても、図書館が一つの居場所、町民の集う場所であればあるほど、また、これはあまり考えにくいですけども、何かあった際に集う場所であるならば、Wi-Fiはやっぱり整備して、デジタル化された坂城町ということも言えると思うので、それは今後検討していただきたいのかなと思っています。

今回は、認知症と町立図書館についてお聞きしましたが、今回この二つとも、私の身近であり、また、町民の方の話から始まった一般質問になったわけです。今回が任期中最後の一般質問にはなるわけですけども、やはり改めて振り返って印象深いのは、若い子たち、高校生とか大学生、そういった方から本当にこの4年間いろんな声をいただいたことは、私だけではないと思います。後ろにいる先輩議員さんもそうだと思います。これがやっぱり坂城町をつくるんだということを私は強く感じました。

もちろん、諸先輩、私より上の父や母、またそれ以上の世代の方の声はもちろん大事です。ですけども、そういった次代を担う人たちの意見は、やはり、先ほども先輩議員さんからありました。これから10年後、20年後、30年後、そして50年後をつくるためには貴重な意見だと思っております。そういったことに、私もこれからは耳を傾けて、そして実現が可能である、実現ができるだけ可能となるように進んでいきたいと思ひまして、一般質問を終わりにさせていただきます。以上です。

議長（小宮山君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午後 0時03分～再開 午後 1時30分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

6番 大日向進也君の質問を許します。

6番（大日向君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

令和3年、葛尾組合ごみ焼却施設が閉炉となり、昨年6月より、ちくま環境エネルギーセンターにおいて、町の可燃ごみの搬入が本格的に行われております。閉炉となった葛尾組合焼却施設の後利用については、常任委員会にて現地視察、聞き取り等が行われており、千曲市にある千曲資源リサイクルセンターの移設計画が検討されているとのことでした。

今回の一般質問では、町の可燃ごみ、不燃ごみがどのぐらい排出されているのか、休日に実施されているサンデーリサイクルの回収量、そして閉炉されている葛尾組合ごみ焼却施設の現

状と今後の事業の計画について、最後に、これからの町におけるさらなるごみ減量化、リサイクル等を行うことによる循環型社会形成に向けた取組に対し、どのように対応を行っていくかについて考えをお聞きしていきたいと思います。

それでは、イ. 町より排出される可燃ごみ、不燃ごみについて。

可燃ごみ、不燃ごみの量の推移はということで、毎年状況についてお聞きいたします。町の家庭系、事業系の資源物として、瓶、缶、プラスチック製容器包装、紙類、布類、ペットボトル等を含め、5年の推移をお答えください。また、資源物のうちペットボトルとプラスチック製容器包装の回収量の推移も同じく5年の推移でお答えください。

次に、サンデーリサイクルを月に2回開催しているが、どのようなものが出せて、出されることが多いのでしょうか。サンデーリサイクルにおける過去5年における回収量の推移は。平成22年のサンデーリサイクルスタート時から現在までに、住民の要望を受けて対応した点はあったのでしょうか。

イの最後として、生ごみ処理容器の購入補助の申請状況は。過去5年についてお答えください。

ロといたしまして、ちくま環境エネルギーセンターについて。

葛尾組合での可燃ごみ焼却炉稼働時と比較して、町が負担する委託費に変化はあったのでしょうか。

次に、ちくま環境エネルギーセンターを町民が利用するにあたり、葛尾組合ごみ焼却施設を利用していたときと何か変化はありましたか。これは持込みのごみの料金、持ち込めるごみの種類、ごみの規格等についてです。

続きまして、ハ. 今後の葛尾組合ごみ焼却施設の後利用について。

閉炉に伴い、現在どのような状態となっているのでしょうか。後利用についてはどのようにお考えになっていますか。活用方法について、新施設の事業規模及び費用の見込みはどのくらいでしょうか。焼却施設は解体するとお聞きしております。解体の費用はどのくらいを見込んでいますか。

最後に、来年度以降の事業計画の見通しをお聞きします。

最後に、ニとしてごみ減量化について。

町内では各種団体が資源回収等を行っております。どのような団体が行っているのでしょうか。また、年間の回収量、及び奨励金は過去5年についてお答えください。

また、この資源回収における奨励金の基準はどのようなものでしょうか。

最後に、ごみの再資源化、焼却を減らし、施設への委託費の軽減を行っていくべきであると思います。今後さらなるごみ減量化に向けて、町の考えをお聞きします。

以上、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま、大日向議員さんからごみ減量化に向けてということで、イ、ロ、ハ、ニとご質問をいただきました。私からは、その中のハの今後の葛尾組合焼却施設の後利用を中心にお答え申し上げまして、その他の項目につきましては、担当課長から答弁いたします。

さて、これまで長野広域連合では、広域的なごみ処理を推進するため、長野地域ごみ処理広域化計画に基づき、管内8市町村におけるごみ処理施設の統合・整備が行われ、長野市と千曲市にそれぞれ焼却施設を設け、須坂市には最終処分場を整備し、事業を進めてまいりました。

平成31年3月からながの環境エネルギーセンターが本稼働し、令和3年2月からは最終処分場エコパーク須坂における埋立業務を開始いたしました。また、昨年、令和4年6月からはちくま環境エネルギーセンターの本稼働により、長野地域における可燃ごみ処理の広域化計画に基づく施設整備は完了したところであります。

ながの、ちくまの両環境エネルギーセンターにつきましては、現在まで安定した稼働を続けている状況であり、エコパーク須坂の埋立てにつきましても万全な体制で作業を進めており、今後も着実な施設運営に努めるよう、長野広域連合はじめ、構成市町村と連携を図ってまいります。

ご質問の今後の葛尾組合焼却施設の後利用であります。ちくま環境エネルギーセンターへの移行に伴い、葛尾組合の焼却施設は、令和3年10月8日に収集の受入れを終了し、10月25日の閉炉式をもって、その役割を終えたところであります。

閉炉に伴う現在の状態につきましては、焼却炉の運転終了から閉炉までの間に全ての焼却灰の搬出を行うとともに、ごみピット内の残物の処理を行い、令和4年1月に県の検査を受けた上で、使用廃止の届出を行ったところであります。

現在、焼却施設は無人の状態ですが、搬入路・搬出路には車止めのチェーンや三角コーン等を設置するなど、外部からの進入防止の措置を行うとともに、建物には施錠をし、定期的に施設・設備の見回り点検を実施しております。

葛尾組合焼却施設の後利用につきましては、長野広域連合の第3期長野地域循環型社会形成推進地域計画に位置づける中で、解体跡地に新たな廃棄物処理施設を整備することを方向づけたところであります。

具体的には、各種環境調査等を実施した上で、既存の焼却施設を解体撤去するとともに、昭和45年に設置後、50年以上が経過し老朽化が著しい上山田不燃物処理場の機能を葛尾組合敷地内に移設したいと考えており、既存のプラスチック等ストックヤードを含め、分散しているリサイクル等の廃棄物処理を集約して一体的な管理・運営をすることにより業務の効率化を図り、不燃ごみや缶、瓶、プラスチック製容器包装、ペットボトルとともに、今後予定されている製品プラスチックの分別収集など、新たな処理に対応できる施設を整備するよう動き出したところであります。

計画1年目となる今年度は、施設整備基本計画の作成や生活環境影響調査、測量調査のほか、地質、アスベスト・ダイオキシン、土壌汚染の調査などを実施したところであります。

続いて、新施設の事業規模及び費用の見込みでありますけれども、施設規模といたしましては、不燃ごみが1日当たり約3トン、資源物は1日当たり約7トン、合計1日当たり約10トンの処理能力を備えた施設を想定しているところであります。

また、事業費といたしまして、新リサイクルセンター施設整備に係る費用につきましては、おおむね23億円、焼却施設の解体撤去に係る費用につきましては、おおむね10億円を見込んでいます。

次に、来年度以降の事業計画の見通しであります。令和5年度に工事請負業者を決定し、6年度には既存焼却施設を解体撤去し、7年度から8年度において新リサイクルセンターの建設を計画しているところであります。

長野地域のごみ処理広域化に伴い、ごみの焼却業務は終了したところでありますが、引き続き、葬祭、霊園業務を行っていくとともに、複合的に不燃物・資源物処理も行っていきたいと考えております。

これから本格化する新リサイクルセンターの整備をはじめ、葛尾霊園においては新たに合葬墓を整備するなど、構成する千曲市と連携を図るとともに、葛尾組合議会にお諮りする中で、組合業務のさらなる推進に取り組んでまいりたいと考えております。

住民環境課長（竹内君） 私からは、1のごみ減量化に向けてのうち、イの町より排出される可燃ごみ、不燃ごみについてと、ロのちくま環境エネルギーセンターについて、ニのごみ減量化について、順次お答えいたします。

まず、坂城町で排出された過去5年間の可燃ごみ・不燃ごみ及び資源物について、家庭系、事業系それぞれの排出量と推移を、増減は全て前年度対比で申し上げます。

家庭系可燃ごみから順に、平成29年度が2,400トン、平成30年度が2,420トンでプラス0.8%、令和元年度が2,456トンでプラス1.5%、令和2年度が2,455トンでマイナス0.04%、令和3年度が2,444トンでマイナス0.45%であります。

事業系可燃ごみは、平成29年度が1,755トン、平成30年度が1,781トンでプラス1.5%、令和元年度が1,779トンでプラス0.1%、令和2年度が1,605トンでマイナス9.78%、令和3年度が1,558トンでマイナス2.93%でありました。

可燃ごみは、家庭系、事業系ともここ数年ほぼ横ばい傾向で推移しておりましたが、令和2年度は事業系可燃ごみが、コロナ禍による経済活動の自粛・停滞の影響と推測される要因から大きく減少し、令和3年度実績においても減少となったほか、家庭系も令和2年度と3年度は減少となっております。

次に、家庭系不燃ごみは、平成29年度が125トン、平成30年度が140トンでプラス12%、令和元年度が139トンでマイナス0.7%、令和2年度が156トンでプラス12.23%、令和3年度が139トンでマイナス10.9%であります。

事業系不燃ごみは、平成29年度が17トン、平成30年度が23トンでプラス35.3%、令和元年度が29トンでプラス26.1%、令和2年度が28トンでマイナス3.45%、令和3年度が29トンでプラス3.57%でありました。

続いて、家庭系資源物、これは、瓶、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類、布類、小型家電、集団回収の合計で、平成29年度が636トン、平成30年度が567トンでマイナス10.8%、令和元年度が547トンでマイナス3.5%、令和2年度が508トンでマイナス7.13%、令和3年度が500トンでマイナス1.57%と、年々減少が続いております。

事業系資源物につきましては、品目は、瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装の合計で、平成29年度から令和元年度がそれぞれ5トン、令和2年度が6トン、令和3年度が5トンの回収量でありました。

資源物のうち、ペットボトルとプラスチック製容器包装の回収量と推移でございますが、家庭系と事業系を合わせた量で申し上げます。

ペットボトルは、平成29年度が7トン、平成30年度が9トンでプラス28.6%、令和元年度が8トンでマイナス11.1%、令和2年度が8トンで増減なし、令和3年度が7トンでマイナス12.5%であります。

また、プラスチック製容器包装は、平成29年度が73トン、平成30年度が70トンで、マイナス4.1%、令和元年度が69トンでマイナス1.4%、令和2年度が68トンでマイナス1.45%、令和3年度が75トンでプラス10.29%でありました。

次に、サンデーリサイクルでは、瓶、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類、布類、小型家電を回収しております。多く出される品目は、直近の令和3年度重量ベースの割合で申し上げますと、紙類が52%、瓶類が20%を占めております。また、過去5年間で増えている品目は、平成29年度以降、ペットボトル、プラスチック製容器包装が毎年増加しているほか、令和2年度からは雑誌、ダンボールが増加しており、コロナ禍でのライフスタイルを反映しているものと推測されます。

過去5年間のサンデーリサイクルでの資源物の回収量の推移は、平成29年度が57トン、平成30年度が60トンでプラス5.3%、令和元年度が62トンでプラス3.3%、令和2年度が86トンでプラス38.71%、令和3年度が91トンでプラス5.81%でありました。

次に、サンデーリサイクルにつきまして、住民の要望により対応した点ではありますが、平成

22年度に、月1回ペースでスタートした後、ごみ減量化・資源化地区別懇談会等でご要望を受け、平成26年度からは月2回の実施といたしました。また、ご要望以外にも、小型家電を回収品目に加え、住民の皆様の排出機会の充実とリサイクルの促進を図ってまいりました。

次に、生ごみ堆肥化容器購入費補助金の過去5年間の申請状況ではありますが、補助金の内容は、生ごみの減量化、堆肥化促進を目的に、購入費用の2分の1、5万円を上限に補助金を交付しており、申請の状況は、平成29年度15件、平成30年度16件、令和元年度13件、令和2年度20件、令和3年度18件であります。

続きまして、ロのちくま環境エネルギーセンターについてお答えをいたします。

葛尾組合焼却炉稼働時と比較して、町の収集運搬委託費の変化ではありますが、通年、葛尾組合焼却施設に運搬していた令和2年度の924万円と比較いたしますと、ちくま環境エネルギーセンターに移行した令和4年度の委託料は1,100万円となり、176万円の増加となっております。

可燃ごみの収集運搬業務委託は、可燃ごみ単独ではなく、不燃ごみと併せて委託しているため、単純な比較はできないものの、上山田の葛尾組合不燃物処理場への運搬距離には変化がないことから、委託費増加の主な要因は、可燃ごみの搬入に係る距離の延伸と、それに伴う業務時間の増加によると捉えております。

次に、ちくま環境エネルギーセンター利用にあたっての葛尾組合との変化ではありますが、まず、受入日が月曜日から金曜日に加え、土曜日の午前も受入れ可能となりました。受入時間は午前が8時30分から11時30分まで、午後は1時から4時30分までとなっており、搬入のたびにゴミ搬入申込書の提出と、免許証等の本人確認書類の提示が必要となっております。

処理料金につきましては、葛尾組合が20キロまで400円、超過は10キロまでごとに200円であったものが、長野広域連合の処理料金は、10キロまでごとに170円となっております。

また、持ち込めるごみの種類とその規格につきましては、ちくま環境エネルギーセンターには粗大ごみの破砕機が設置されたため、葛尾組合では受入れができなかった可燃性の粗大ごみも、1メートル×1.5メートル×3メートル以内のサイズで、金属等の燃えないものを取り除けば、持込みが可能であります。

これら変更点につきましては、稼働前の令和3年8月から11月にかけて、町内全区を対象に開催した新焼却施設の説明会及びごみ減量化・資源化地区別懇談会や「広報さかき」、町ホームページ等のほか、令和3年度に作成し、全戸に配布した「資源物とごみの分け方・出し方・減らし方」冊子の裏表紙にも掲載し、周知を図っております。

次に、ニのごみ減量化についてではありますが、町では、一般廃棄物の減量化・資源化促進のため、家庭から排出される資源物、具体的には紙類、金属類、布類、瓶類を、営利を目的とし

ない団体が回収したものに対して、1キログラム当たり2円、瓶類に関しては50本につき50円を基準に奨励金を交付しております。

資源物回収に取り組まれる団体としましては、主に、学校、保育園、幼稚園等のPTAのほか、地域の育成会の皆さんなどであります。

過去5年間の回収量と奨励金につきましては、平成29年度が253トンで50万4,480円、平成30年度が203トンで46万4,842円、令和元年度が183トンで36万5,656円、令和2年度が124トンで24万1,036円、令和3年度が123トンで24万5,964円という状況であります。

続いて、今後さらなるごみ減量化に向けての考えであります。町では、資源物の分別収集をはじめとして、生ごみ処理機等の購入費用の補助、サンデーリサイクルの実施、使用済小型家電の無料回収、紙類リサイクルボックス設置による資源物収集の促進、また、町内3小学校の4年生を対象とした環境学習のほか、全区を対象としたごみの減量化・資源化懇談会の実施など、ごみの減量化・資源化促進のための情報提供と啓発活動などに取り組んでおります。

また、今年度新たに小学4年生の環境学習の一環として、ごみ減量化推進委員会主催による第1回「小学生環境に関する標語コンクール2022」を行い、環境やごみについて考えた75作品が寄せられました。このような取組を通じて、ごみ減量化・資源化の意識が広まることを期待するところであります。

町といたしましては、消費型のライフスタイルを見直して環境への負荷を低減し、限りある資源を繰り返し活用する循環型社会の実現が、今後ますます重要になるものと認識しております。

また、長野広域連合の関係市町村として、最終処分場を延命させるためにも、ごみの排出量を減らすことが必要であり、ごみ減量化・資源化を促進していくためには、消費者、市町村、事業者がそれぞれの役割を果たすことが重要であります。

町といたしましては、引き続き、町民の皆様のご協力をいただきながら、ごみの減量化・資源化に向けた施策の継続と啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

6番（大日向君） 町長、担当課長より答弁がありました。まず、町における可燃ごみの排出量について、年々減少傾向にあることがわかりました。しかし、コロナの影響もあるのか、家庭時間が長くなったこともあり、微々たる数値ではありますが、増減があることがまたわかりました。

サンデーリサイクルについては、資源物の収集が一度に行えるため、通常の回収と比べ利便性が高いと感じる人も多いようで、多くの方が利用されています。

また、生ごみ処理機の実績については、購入金額の2分の1以内ですかね、上限5万円が補助されており、家庭から出される生ごみの排出抑制に少なからずつながっているのではないかと

と思われました。

次に、葛尾組合ごみ焼却施設の後利用についてですが、これまで常任委員会等で何度かお聞きはしておりますが、今回詳細に今後の計画についてお答えいただきました。事業が遅れることなく、計画どおりに行われることを望みます。また、住民の理解が得られた有意義な施設の整備となるようお願いいたします。

最後に、ごみ減量化についてですが、行政からの働きかけも大事と思いますが、私たち一人一人が生活していく中で、ごみを減らしていく努力を今まで以上に行っていくべきだと感じております。この場で使う言葉ではないかもしれませんが、自助・共助・公助、自ら、共に、公のお互いの思いやりを携えながら生活について考えていくことも、ごみの減量化につながっていくのではないかと思います。ぜひ官民が一体となり、ごみ排出量削減について考えてほしいと思います。

そこでなのですが、2点再質問を行います。ちくま環境エネルギーセンターでは、1日約100トンの焼却処理能力があるとお聞きしております。現在の処理量についてお尋ねします。

それともう1点、可燃ごみを処理する上で問題となるのが、やはり生ごみに含まれる水分です。焼却過程で焼却能力や炉の劣化に影響を与える一番の要因であると思います。町として生ごみ処理容器の購入補助や段ボールコンポストのほかに、削減する手だて等は何か考えていらっしゃるでしょうか。再質問いたします。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。1点目のちくま環境エネルギーセンターのごみ処理量であります。ちくま環境エネルギーセンターには、1日50トンの処理に対応できる焼却炉が2炉備わり、1日の処理能力は100トンでございます。同センターでは、ごみの搬入量等の状況を見ながら、1炉ごとの交互運転や2炉同時運転などにより焼却を行っております。

現在の焼却量につきましては、1日平均の焼却量で申し上げますと、本稼働が開始した昨年6月から直近の2月末まで9か月間の焼却量は、合計1万8,214トンであり、焼却日数259日で算出いたしますと、1日当たりの平均で70.3トン焼却しているところでございます。

続きまして、2点目の生ごみ減量化の取組についてであります。先ほども触れましたように、町では家庭からの生ごみ減量化・資源化のため、町民の皆さんが生ごみ処理機及び堆肥化容器等を購入する費用に対して、購入費用の2分の1以内で補助を行っており、平成29年度からは補助限度額を5万円に増額して普及に努めております。対象となるものは、電気式生ごみ処理機、コンポスト容器、EM容器、その他生ごみの減量または資源化効果の得られる処理容器等でございます。

このほかにも、家庭で段ボール箱を使ってできる段ボールコンポストによる堆肥化を推奨し

ており、坂城町ごみ減量化推進委員の皆さんと連携し、各地区へ出向いて生ごみ堆肥化の実演を行うなど資源化の推進に努めているところであります。

また、生ごみの水切りや食品ロスなどについて、生ごみ減量化に関する内容を広報や町ホームページに掲載し、周知を図っているところでございます。

町といたしましては、引き続き町民の皆様のご協力をいただきながら、生ごみ減量化の施策に取り組んでまいりたいと考えております。

6番（大日向君） 担当課長より再質問の答弁がありました。ちくま環境エネルギーセンターが稼働を開始し、1年がたとうとしております。1日平均で約70トンのごみが焼却されている、最大焼却量は下回っておりますが、施設の長寿命化のため、各家庭より出されるごみの量を削減していくことが大事なのではないかと感じました。

その中で、家庭から出される生ごみをいかに減らしていくかについてですが、お答えにもありましたが、町にはごみ減量化推進委員さんがいらっしゃいます。昨年、議会報でも記事に取り上げさせていただきました。会長の池田令子さんは、記事の中で、当町における1人当たりのごみの排出量が多い。1人1日10グラム、プチトマト1個のごみを減らせば、町全体で年間50トンのごみ減量になるとおっしゃってございました。このような団体と協力体制を取りながら、一層のごみ減量化に努めていただきたいと思います。

最後の質問は、町から出されるごみをいかに減らしていくかということについて質問いたしました。生きていく上でごみが出るのは仕方がないのですが、再資源化、再利用をすることを考えていくことも大事であると思います。

葛尾組合ごみ焼却施設の後利用については、新たなリサイクルセンターの整備を計画中のことです。他市町村にはない最先端の施設となることを願います。

終わりに、1人1日プチトマト1個分のごみを減らそうを再度お伝えし、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は10日午前10時から会議を開き、引き続き一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算案総括質疑、各特別会計予算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時05分）